

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	住居表示維持管理事務				事業コード	0022
担当課等	所属名	総務部 管財課		担当係名		
	課長名	総務部 管財課		担当者名	一盃森 悟	電話番号 2422

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	快適な居住環境の実現	コード 3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 2款 1項14目 住居表示維持管理事務 (004-01)	
	特記事項					
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 昭和38年度～)	
事務事業の概要	市街地における合理的な住居表示制度の維持管理に係る事務事業					
根拠法令等	住居表示に関する法律, 盛岡市住居表示に関する条例					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
本来、財産を特定化し管理するために付けられていた土地地番は、地理的に無秩序であるが、これを「番地」として住所に転用したことにより、市街地で住所の表示に混乱をきたしたことから、昭和37年に「住居表示に関する法律」が施行され、当該法律に基づき、「盛岡市住居表示に関する条例」が施行されたことによる。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
「住居番号を変更して欲しい」、「重複しない番号を設定して欲しい」、「住居表示板を設置又は撤去して欲しい」、「建物が完成していないが、先行して設定して欲しい」、「番号プレートを新しいものと交換して欲しい」など。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
昭和40～50年代に完全に市街化する前に住居表示実施を行った地区において、その後宅地開発等したことから、重複した住居番号を設定しなければならない箇所や住居番号の空き不足がでてきている。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 住居表示実施区域(市街地)の面積	単位	ha
			B. 住居表示を必要とする新築建物等の棟数(※建築確認申請による概数)	単位	棟
			C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 住居表示を必要とする新築建物等への住居番号の設定件数	単位	件
			B.	単位	
			C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 新築建物等住居番号設定率(住居番号設定済新築建物等棟数／住居表示を必要とする全新築建物等棟数) 【指標の性格: ☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持する】	単位	%
			B. 【指標の性格: ☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持する】	単位	
			C. 【指標の性格: ☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	市街化区域内における未利用地面積(単位:ha)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	住居表示実施区域(市街地)の面積	ha	3887	3887	3985	3,985	4,123	4,200	年度
対象 指標B	住居表示を必要とする新築建物等の棟数(※建築確認申請による概数)	棟	760	620	1500	1303	2,276	1,271	年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	住居表示を必要とする新築建物等への住居番号の設定件数	件	687	605	1500	1,262	2,276	1,271	年度
活動 指標B									年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	新築建物等住居番号設定率(住居番号設定済新築建物等棟数／住居表示を必要とする全新築建物等棟数)	%	90.4	97.5	100	96.8	100	100	年度
成果 指標B									年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	3,063	3,310	3,748	3,257	3,340	3,340	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	3,063	3,310	3,748	3,257	3,340	3,340	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	3,063	3,310	3,748	3,257	3,340	3,340	*****
延べ業務時間数		時間	1,000	1,000	1,000	1,200	1,200	1,200	*****
職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	4,000	4,000	4,000	4,800	4,800	4,800	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	7,063	7,310	7,748	8,057	8,140	8,140	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:合理的な住居表示を実施することにより、住所の混乱が解消され、市民の日常生活の利便性向上を目的としており、快適な住宅地の形成に結びついている。		
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☐ その他		
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	㊦「妥当」とする理由: ☐ 法定事務である ☐ 内部管理事務である ☒ その他		
	理由:市街地化の拡大により、管理対象区域は拡大傾向にある。対象自体の変更は不可能である。		
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
㊦「妥当」とする理由: ☒ 法定事務である ☐ その他		理由:	
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容:未設定建物等への番号設定		
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	その内容:新住所の設定が困難となるほか、既に設定した住所が重複してしまう等市民生活に多大な支障を来す。		
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	
	事業名: _____		
	※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？		
	統廃合・連携検討 ☐ できる ☐ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ		
理由:			
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:住居表示実施区域の拡大とともに、業務量も増加している状況であるが、事業費節減に努めている。		
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:住居表示実施区域の拡大とともに、業務量も増加している状況であるが、可能な範囲において業務委託を実施してきており、人件費を増加させることなく、効率的な維持管理を実施してきている。		
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:「住居表示に関する法律」の規定に基づき実施するものであり、適正である。		
	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	理由:受益者の費用負担はない。		

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 関係各課との連携及び実態調査等により番号未設定の解消を図る。特に、市民登録課との情報共有が望ましいことから、台帳の電子データ化の検討が必要。また、資産税システムとの連携を図ることで土地番号との情報共有も可能となり、事務の効率化が図られる。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 必要な事業実施のための予算措置を講ずること。ただし、多大な予算が必要となることから、必要性の見極めを要する。
---------	---

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り, 反省点) 住居表示実施区域内において、届出や実態調査により、住居番号の設定、変更、廃止を行うとともに、住居番号表示板等の交付を行った。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"></td><td>☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td><td>☒ 改革改善を行う</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>☐ 事業統廃合・連携</td></tr></table>  方向付けの理由と改革改善の内容 引き続き関係課との連携により住居番号未設定建物の解消に努めるとともに、変化の著しい地域の実態調査及び台帳の整備を図るほか、事務委託の可能性について研究する。		☐ 終了	☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	☐ 廃止	☐ 休止	☒ 改革改善を行う			☐ 事業統廃合・連携		
☐ 終了	☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)											
☐ 廃止	☐ 休止		☒ 改革改善を行う											
			☐ 事業統廃合・連携											